

第8章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（同法第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（同法第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講ずるよう勧告する旨を定めている（同法第7条）。

なお、公正取引委員会は、こうした下請法違反行為の未然防止を図る観点から、下請法の普及啓発に関する取組を行っている（第9章参照）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

1 定期調査

公正取引委員会は、令和5年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者8万名（製造委託等（注1）4万6900名、役務委託等（注2）3万3100名）及びその下請事業者33万名（製造委託等19万9138名、役務委託等13万862名）を対象に定期調査を実施した（第1表参照）。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	定期調査実施件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
令和5年度		80,000	330,000
	製造委託等	46,900	199,138
	役務委託等	33,100	130,862
令和4年度		70,000	300,000
	製造委託等	37,993	176,799
	役務委託等	32,007	123,201
令和3年度		65,000	300,000
	製造委託等	37,280	169,318
	役務委託等	27,720	130,682
令和2年度		60,000	300,000
	製造委託等	36,128	196,879
	役務委託等	23,872	103,121
令和元年度		60,000	300,000
	製造委託等	35,810	200,190
	役務委託等	24,190	99,810

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

令和5年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,232件である。このうち、定期調査により職権探知したものは8,120件、下請事業者等からの申告によるものは112件である（第2表及び附属資料5-2表参照）。

(2) 処理件数

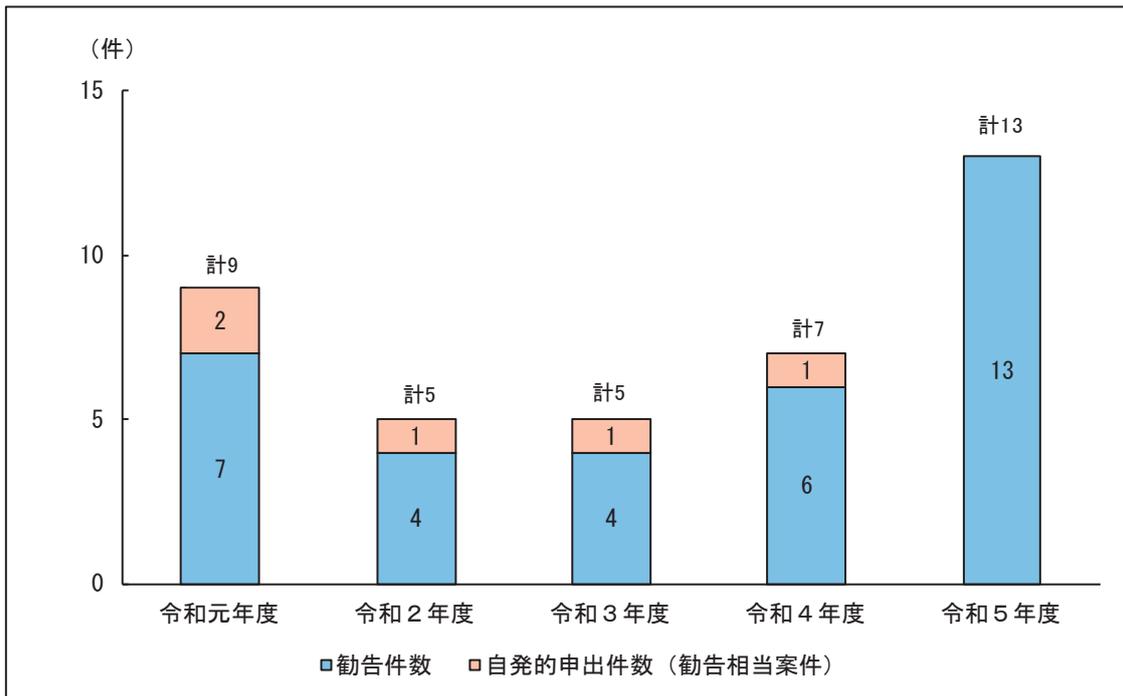
令和5年度においては、公正取引委員会は、8,328件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、8,281件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち13件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,268件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5-2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

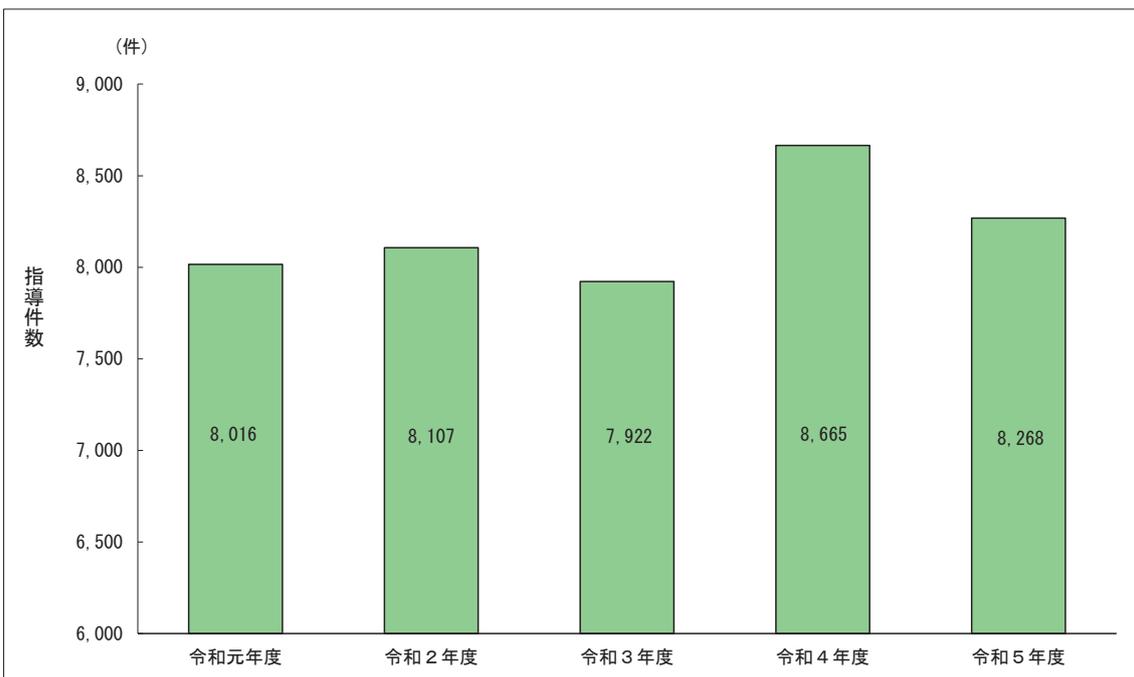
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 自発的の申出事案については後記 5 参照。



3 違反行為類型別件数

令和5年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条、第5条又は第9条違反）は6,710件（違反行為類型別件数の延べ合計の49.8%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（同法第3条違反）が

6,151件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（同法第5条違反）が556件、同法第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの（同法第9条第1項違反）が3件である。また、実体規定違反（同法第4条違反）は、6,753件（違反行為類型別件数の延べ合計の50.2%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,995件（実体規定違反件数の合計の59.2%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,090件（同16.1%）、買ったたき（同項第5号違反）が879件（同13.0%）となっている（第3表及び附属資料5-3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

（単位：件、％）

違反行為類型	年度	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
		製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等	
実体規定違反	受領拒否 （第4条第1項第1号違反）	48 (0.7)	43 (1.0)	5 (0.2)	49 (0.7)	36 (0.8)	13 (0.5)	48 (0.6)	40 (0.8)	8 (0.3)
	下請代金の支払遅延 （第4条第1項第2号違反）	3,995 (59.2)	2,352 (53.5)	1,643 (69.7)	4,069 (57.3)	2,273 (52.3)	1,796 (65.3)	4,900 (62.2)	2,909 (57.9)	1,991 (69.9)
	下請代金の減額 （第4条第1項第3号違反）	1,090 (16.1)	827 (18.8)	263 (11.2)	1,273 (17.9)	860 (19.8)	413 (15.0)	1,195 (15.2)	826 (16.4)	369 (12.9)
	返品 （第4条第1項第4号違反）	21 (0.3)	20 (0.5)	1 (0.0)	22 (0.3)	19 (0.4)	3 (0.1)	11 (0.1)	9 (0.2)	2 (0.1)
	買ったたき （第4条第1項第5号違反）	879 (13.0)	558 (12.7)	321 (13.6)	913 (12.9)	524 (12.1)	389 (14.1)	866 (11.0)	493 (9.8)	373 (13.1)
	購入・利用強制 （第4条第1項第6号違反）	41 (0.6)	20 (0.5)	21 (0.9)	50 (0.7)	31 (0.7)	19 (0.7)	48 (0.6)	29 (0.6)	19 (0.7)
	報復措置 （第4条第1項第7号違反）	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.1)	3 (0.1)	1 (0.0)	12 (0.2)	9 (0.2)	3 (0.1)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 （第4条第2項第1号違反）	61 (0.9)	60 (1.4)	1 (0.0)	71 (1.0)	61 (1.4)	10 (0.4)	72 (0.9)	62 (1.2)	10 (0.4)
	割引困難な手形の交付 （第4条第2項第2号違反）	197 (2.9)	187 (4.3)	10 (0.4)	225 (3.2)	211 (4.9)	14 (0.5)	293 (3.7)	282 (5.6)	11 (0.4)
	不当な経済上の利益の提供要請 （第4条第2項第3号違反）	348 (5.2)	292 (6.6)	56 (2.4)	349 (4.9)	278 (6.4)	71 (2.6)	332 (4.2)	290 (5.8)	42 (1.5)
不当な給付内容の変更・やり直し （第4条第2項第4号違反）	73 (1.1)	38 (0.9)	35 (1.5)	73 (1.0)	52 (1.2)	21 (0.8)	101 (1.3)	79 (1.6)	22 (0.8)	
小計（注）	6,753 (100)	4,397 (100)	2,356 (100)	7,098 (100)	4,348 (100)	2,750 (100)	7,878 (100)	5,028 (100)	2,850 (100)	
手続規定違反	発注書面不交付・不備 （第3条違反）	6,151	4,149	2,002	6,697	4,271	2,426	5,401	3,703	1,698
	書類不保存等 （第5条違反）	556	335	221	834	492	342	732	450	282
	虚偽報告等 （第9条第1項違反）	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	小計	6,710	4,487	2,223	7,531	4,763	2,768	6,133	4,153	1,980
合計	13,463	8,884	4,579	14,629	9,111	5,518	14,011	9,181	4,830	

（注）（ ）内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計

は必ずしも100.0とならない。

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者174名から、下請事業者6,122名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額37億2789万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額33億2274万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額2億4795万円を下請事業者に支払い、③返品事件において、親事業者は総額6968万円相当の商品を下請事業者から引き取るなどし、④不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額4770万円の利益提供分を下請事業者に返還した（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注1)	返還等を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
減額	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
	令和元年度	104名	4,087名	17億6191万円
支払遅延	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
	令和元年度	132名	2,931名	3億2026万円
返品	令和5年度	10名	330名	6968万円
	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
	令和元年度	11名	106名	6億6438万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和5年度	14名	201名	4770万円
	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
	令和元年度	8名	229名	2556万円
やり直し等	令和5年度	2名	2名	3136万円
	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
	令和元年度	2名	4名	49万円
購入等強制	令和5年度	2名	40名	844万円
	令和4年度	(注3) -	-	-
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	4名	94名	61万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和5年度	2名	2名	1万円
	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
	令和元年度	3名	5名	6万円

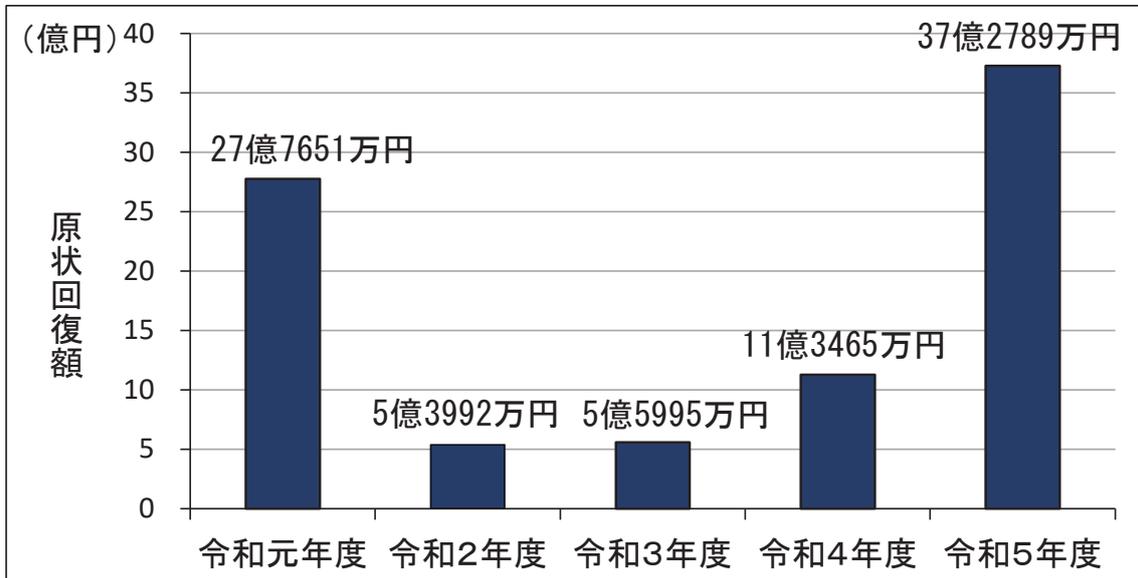
違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注1)	返還等を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
買ったたき	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	2名	2名	3万円
受領拒否	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円
	令和元年度	1名	1名	208万円
割引困難な手形の交付	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	-	-	-
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
	令和元年度	1名	10名	109万円
合計	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円
	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円
	令和元年度	268名	7,469名	27億7651万円

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html））。

令和5年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は39件であり（第5表参照）、同年度に処理した自発的な申出は39件であった。同年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者2,158名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額7770万円相当の原状回復が行われた（注）。

（注）前記4記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
78	24	32	23	39

6 勧告事件及び主な指導事件

令和5年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
家庭電気製品の販売業 (5.6.29勧告)	<p>㈱ノジマは、令和元年7月から令和4年10月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「拡売費」の額 イ 「物流協力金」の額 ウ 「セールリベート」の額 エ 「キャッシュリベート」の額 オ 「オープンセール助成」の額 カ 「発注手数料」の額</p> <p>減額金額は、下請事業者2名に対し、総額7310万9046円であり、㈱ノジマは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
パワー半導体製品の販売業 (5.11.30勧告)	<p>サンケン電気㈱は、遅くとも令和3年7月1日から令和5年10月27日までの間、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由に廃棄等の希望を伝えられる等していたにもかかわらず、自社が所有する金型を下請事業者は無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>サンケン電気㈱は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1136万9160円を下請事業者に支払っている。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
菓子等の製造販売業 (5.12.22勧告)	<p>㈱伊藤軒は、令和4年6月から令和5年5月までの間、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「春夏協賛」の額 イ 「秋冬協賛」の額 ウ 「支払手数料」の額のうち下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、伊藤軒が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額 エ 「特別値引き」の額 オ 「クレーム処理代」の額</p> <p>② 返品 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 イ 下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者66名に対し、総額837万460円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者50名に対し、総額66万1650円であり、㈱伊藤軒は勧告前にこれらの金額を下請事業者を支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>
自動車部品の製造販売業 (6.1.23勧告)	<p>㈱メタルテックは、令和4年5月から令和5年6月までの間、原材料を加工する際に生じる鉄スクラップを下請事業者が売却すれば得られるであろう対価の一部を、「屑（くず）費」と称して、下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者5名に対し、総額6193万7555円である。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>
紙パルプ加工品等の製造販売業 (6.2.15勧告)	<p>王子ネピア㈱は、令和3年度分の発注において、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の一部を取り消すことにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>発注取消しにより下請事業者が負担した費用相当額は、下請事業者1名に対し、2622万7735円超であり、王子ネピア㈱は勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。</p>	<p>第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）</p>
一般貨物自動車運送、貨物利用運送業 (6.2.21勧告)	<p>ダイオーロジスティクス㈱は、令和3年1月から令和4年8月までの間、下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、自社が提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせていた。</p> <p>利用させた金額は、下請事業者2名に対し、総額6995万7800円であり、ダイオーロジスティクス㈱は勧告前に、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益相当額を下請事業者を支払っている。</p>	<p>第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）</p>
自動車空調システム等の製造販売業 (6.2.28勧告)	<p>サンデン㈱は、遅くとも令和4年1月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自社が所有する金型及び治具を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>サンデン㈱は勧告前に、無償保管を行わせたことによる費用相当額の一部を下請事業者を支払っている。</p>	<p>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
自動車等の製造販売業 (6.3.7勧告)	<p>日産自動車㈱は、令和3年1月から令和5年4月までの間、「割戻金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者36名に対し、総額30億2367万6843円であり、日産自動車㈱は勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
<p>食料品等の販売業 (6.3.12勧告)</p>	<p>コストコホールセールジャパン(株)は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額 次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 令和3年11月から令和5年10月までの間、「クーポンサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ 令和3年11月から令和5年6月までの間、「オープニングサポート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>② 返品 令和3年11月から令和5年12月までの間、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 減額金額は、下請事業者20名に対し、総額3350万3828円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者11名に対し、総額199万8476円であり、コストコホールセールジャパン(株)は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>
<p>中古自動車の販売業 (6.3.15勧告)</p>	<p>(株)ビッグモーターは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 買ったたき 令和3年12月頃、「借入金利、陸送費など事業活動に必要なあらゆる経費は、しつこいぐらい値切る」との方針の下、下請事業者1名に対し、コーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来価格から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。</p> <p>② 購入等強制 令和3年12月頃から令和5年4月頃までの間、「取引先には自動車の購入及び車検の紹介をお願いする」との方針の下、下請事業者9名に対し、車両を買い取らせ、又は自社で車検を受けさせたほか、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。</p> <p>③ 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和3年8月頃から令和5年6月頃までの間、環境整備点検対策として、店舗の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていたほか、新店舗オープンに当たって花輪若しくは生花に係る協賛金を提供させ、又は追加作業である車内清掃作業におけるペットの毛の除去を無償で行わせることにより、下請事業者5名に対し、経済上の利益を提供させていた。</p>	<p>①第4条第1項第5号（買ったたきの禁止） ②第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止） ③第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
<p>中古自動車の販売業 (6.3.15勧告)</p>	<p>(株)ビーエムハナテンは、令和4年4月頃から令和5年1月頃までの間、下請事業者3名に対し、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させていた。</p>	<p>第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）</p>
<p>消費者等に販売する婦人服等の製造業 (6.3.19勧告)</p>	<p>(株)Gioは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 令和4年1月から令和5年5月までの間、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称する額を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 令和4年1月から令和5年6月までの間、下請事業者に製造を委託している商品のうち、商品のサンプルが納期に遅延したこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、下請代金の支払を保留した商品について、値引きの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者14名に対し、総額8205万2292円であり、(株)Gioは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
産業用モータの製造販売業 (6.3.25勧告)	ニデックテクノモータ㈱は、遅くとも令和4年5月1日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 ニデックテクノモータ㈱は勧告前に、下請事業者44名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1812万4480円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
仮設ユニットの製造に使用する部材の製造等を下請事業者に委託しているA社は、自社の保管スペースの不足などを理由として、発注時に定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
自社が運営するテーマパーク等で販売するPB商品の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者が納入した商品に関して、納入された時点では受領した日とみなさず、一般消費者に販売した時点を受領した日とみなす消化仕入取引を行っていたため、当該商品を受領した日の経過後なお下請代金を支払っていなかった。 (注) 一般消費者に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を決める消化仕入取引においては、下請代金の支払期日が定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるため、親事業者はその日のうちに下請代金を支払う必要がある。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
機械工具等の製造等を下請事業者に委託しているC社は、下請代金の支払につき電子記録債権で支払う場合、下請代金の額から電子記録債権の発生記録手数料(電子記録債権の発生記録請求を行った際に金融機関に支払う手数料)を差し引いて支払っていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
自社が運営するホームセンターで販売するPB商品の製造等を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者から納入された商品について、販売後、顧客から商品に不具合があると理由で返品を受けた場合、当該商品を下請事業者に返品していた。	第4条第1項第4号 (返品の禁止)
荷主から請け負う食料品の運送を下請事業者に委託しているE社は、一部の事業所において、人件費、燃料費等の運送業務に係るコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で回答することなく取引価格を据え置き、また、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく取引価格を据え置いていた。	第4条第1項第5号 (買ったたきの禁止)
自社が運営する宿泊施設等で販売するオリジナル商品の製造等を下請事業者に委託しているF社は、発注担当部署を通じて、下請事業者に対し、自社が開催事務局を運営しているプロスポーツ大会の観戦チケットを購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
精米の加工を下請事業者に委託しているG社は、一部の発注取引において、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工し、納品するまでの期間を考慮せずに下請代金の支払期日と有償支給原材料の対価の決済期日を設定していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
エアゾール製品、特殊潤滑剤等の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える手形(最長150日)を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
原稿の執筆等を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、発注時に発注書面を交付しておらず、納期等の条件が明確でないまま作業を進めさせ、後日になって納期を伝えたところ、その時点で下請事業者が想定していた納期では納品が間に合わないこととなったことから、発注を取り消すこととしたが、当該発注取消しによって下請事業者が生じた費用を一部しか負担していなかった。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)